

第48回国民体育大会冬季大会
 スケート競技会
 アイスホッケー競技会

要 項



財団法人	日	本	体	育	協	会
文			部			省
青			森			県
財団法人	日	本	ス	ケ	ー	ト
財団法人	日	本	ア	イ	ス	ホ
八			ス	ホ	ッ	ケ
			戸			ー
						連
						盟
						盟
						市

大会テーマ

「八戸国体」

スローガン

「氷に語れ！君の青春」

シンボルマーク（表紙）



当市の民芸品で、日本三駒の一つ八幡馬をデザインして地域性を象徴したものである。馬の色は淡緑青で、氷と冬の八戸の海・空の色を表している。

競技目次要項

I 総則

競技実施要項 1

I 総則 1

II スケート競技会 6

III アイスホッケー競技会 11

宿泊要項 14

医療救護要項 20

輸送交通要項 21

式典次第 24

日程・会場	日	時	会場
開会式	29日	10時	長根公園野球場
スケート競技会	30日	10時	長根公園スケートリンク
アイスホッケー競技会	30日	10時	南部山アイスアリーナ
閉会式	31日	10時	長根公園野球場

大会テーマ

I 「八戸国体」

II 制限

III スローガン

IV 「氷に語れ！君の青春」

V 重要事項

VI 重要事項

VII シンボルマーク(表紙)

VIII 葉巻典



競技会実施要項

I 総則

開催の趣旨

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、アマチュアリズムとスポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。第48回国民体育大会冬季大会スケート競技会、及びアイスホッケー競技会を青森県八戸市において開催するにあたり、参加者とともにこの趣旨をいっそう発揚し、いよいよ明るく正しいスポーツの普及発展を促進し、所期の目的を達成することを期するものである。

実施方針

1 実施競技

正式競技：スケート競技、アイスホッケー競技

2 会期と開催地(会場地)

競技会名	会期	会場地
スケート競技会	平成5年1月29日(金)	青森県八戸市
アイスホッケー競技会	平成5年2月1日(月)	

3 日程

日程・会場	日程				会場
	29(金)	30(土)	31(日)	1(月)	
開会式	○				長根公園野球場
スケート競技会	スピード	○	○	○	長根公園スケートリンク
	フィギュア	○	○	○	南部山アイスアリーナ
アイスホッケー競技会	○	○	○	○	長根公園スケートリンク 新井田インドアリンク 東アイスアリーナ
閉会式				○	八戸市公会堂

4 競技方法

各競技は都道府県対抗とし、それぞれの実施要項に示す方法とする。

5 参加資格・所属都道府県及び選手の年齢基準

(1) 参加資格

- ① 参加者は、日本国籍を有するものとする。
- ② 各競技の選手及び監督は、参加都道府県の当該競技団体会長と体育協会会長が代表と認め、選抜した者とする。
- ③ 第47回大会（ブロック大会及び都道府県大会を含む。）に選手及び監督の資格で参加した者は、下記を除き第47回大会と異なる都道府県から参加することはできない。
 - ア 平成3年度に学校教育法第1条に規定する学校を卒業した者
 - イ 結婚及び離婚に係る者
- ④ 選手・監督の兼任は、同一種別内に限る。
- ⑤ 上記の他、選手については、次のとおりとする。
 - ア 1人1競技する。
 - イ 健康診断を受け、健康であることが証明された者。
 - ウ 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者。
 - エ 単一大学又は実質的に単一大学の学生によって構成される団体競技のチームは参加できない。ただし、個人競技で当該競技団体が定めた適正な予選方法により、結果として単一大学の者が選出された場合はこの限りではない。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、下記の4カ所のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

- ① 居住地を示す現住所
- ② 勤務地
- ③ 大学を除く学校教育法第1条に規定する学校の所在地
- ④ 大学生の場合にあっては、その卒業高等学校所在地

※①・②または③が属する都道府県から参加する場合は、平成4年4月30日以前から本大会参加時まで引き続き当該地にそれぞれ居住・勤務または通学していなければならない。

(3) 選手の年齢基準

- ア 成年種別に参加する者は、昭和49年4月1日以前に生まれた者とする。
- イ 少年種別に参加する者は、昭和49年4月2日以降に生まれた者とする。
ただし、中学生以下の生徒及び児童は参加することができないが、試行として、スケート競技（フィギュア）の中学3年生は参加することができるものとする。
なお、年齢を区分している競技種別へ参加する者の年齢計算は、平成4年4月1日を基準とする。

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、(財)日本体育協会及び当該競技団体が調査審

議の上、(財)日本体育協会がその可否を決定する。

<附 則>

学校教育法第1条に定める大学、高等学校及び中学校に在籍する学生及び生徒は、日本国籍を有しない者であっても成年又は少年の種別に参加することができる。ただし、大学生については、留学生を除く。

6 総合成績決定方法

- (1) 各競技の男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）は、下記のアとイの得点を合計し、その得点の多い都道府県順に第1位から第8位までを決定する。ただし、同点の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。

ア 競技得点

競技得点は、次の2種類とし、各種別、種目の第1位から第8位までの都道府県に与える。

ただし、同順位の場合の競技得点は、次の順位のものに加え、当該都道府県で等分する。

(ア) 種別に与える競技得点

各種別に与える競技得点は、第1位40点、第2位35点、第3位30点、第4位25点、第5位20点、第6位15点、第7位10点、第8位5点とする。

(イ) 種目に与える競技得点

各種目に与える競技得点は、第1位8点、第2位7点、第3位6点、第4位5点、第5位4点、第6位3点、第7位2点、第8位1点とする。

イ 参加得点

参加得点は10点とし、本大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に与える。

ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

- (2) 各競技の総合成績は、当該競技団体が決定する。

ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。

7 表彰

- (1) 各競技の男女総合成績第1位の都道府県に、大会会長トロフィーを授与する。
- (2) 各競技の男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (3) 各競技の各種別及び各種目の第1位から第8位までに、賞状を授与する。団体競技の場合、賞状は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、さらにその都道府県名と当該個人名を記載したものを、チーム全員に授与する。

8 各競技の参加申込方法

- (1) 都道府県大会及びブロック大会において選抜された者を、都道府県の当該競技

団体会長及び体育協会会長は連署の上、(財)日本体育協会会長あて申し込むものとする。

(2) 参加申込書は、所定の様式により2通作成し、定められた期限までそれぞれ1通を下記あて書留郵便で送付すること。

① (〒150) 東京都渋谷区神南1丁目1-1 岸記念体育会館内
スケート競技(スピード・フィギュア)

財団法人 日本スケート連盟

電話(03)3481-2351

アイスホッケー競技

財団法人 日本アイスホッケー連盟

電話(03)3481-2404

② (〒031) 八戸市内丸1丁目1-1 八戸市庁内

第48回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー

競技会青森県実行委員会事務局

電話(0178)22-9366

(3) 申込期限 平成5年1月13日(水) 必着

(4) 参加申込書は、青森県実行委員会で作成し、各都道府県体育協会あて送付する。

(5) 申し込み後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で交代をする場合は、所定の様式により下記①～③の各々に届け出なければならない。

① (財)日本体育協会

② 当該中央競技団体

③ 青森県実行委員会

9 大会参加負担金等

(1) 本大会に参加する負担金等は、1人当り(視察員を除く。)大会参加負担金500円、スポーツ振興募金100円、計600円とする。

(2) 大会参加負担金等は、各都道府県体育協会に取りまとめ、下記のとおり納入する。

① 納入期限 平成5年1月13日(水) 必着

② 納入場所 富士銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729

財団法人日本体育協会

10 宿泊申込み

大会参加者は、青森県実行委員会から送付された所定の宿泊申込書に所要事項を記入の上、定められた期限までに指定された場所に送付する。

11 参加選手団本部役員編成及び視察員

(1) 参加選手団本部役員編成

参加選手団本部役員は、団長、副団長、総監督及び総務とし、1都道府県5名以内とする。なお、上記役員のほか5名以内の顧問を設けることができる。

(2) 視察員は、1都道府県3名以内とする。ただし、本大会以降の冬季大会の開催が決定している都道府県は20名以内とする。

12 参加章・記念章及び視察員章の交付

参加章・記念章及び視察員章は次の者に交付する。

(1) 参加章

参加選手団本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員及び競技役員

(2) 記念章

大会係員、大会補助員、競技会係員、競技会補助員、競技補助員、出演者、報道関係者、協力者、その他

(3) 視察員章

視察員

13 参加上の注意

(1) 大会期間中は、交付された参加章・記念章または視察員章を着用しなければならない。

(2) 参加章・視察員章着用者は、すべての競技会場に入場できる。

(3) 記念章着用者は、指定された会場にだけ入場することができる。

(4) 各都道府県の代表選手は、競技に際して所属都道府県名を明示したユニフォームを着用しなければならない。

14 都道府県大会(ブロック大会を含む。)

本大会の予選会として、下記により都道府県大会(ブロック大会を含む。)を開催しなければならない。

(1) 大会主催団体は、(財)日本体育協会及び中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。

(2) 大会に参加する者は、実施要項に基づき大会主催団体に申し込む。

なお、1人1都道府県とし、1競技に限る。

(3) 参加料を徴収する場合の金額は、中央競技団体と協議の上、大会主催団体が定める。

(4) 申し込みは、全て各競技団体所定の参加申込書による。

15 その他

(1) 全国代表者会議

日時 平成5年1月28日(木) 14:00～

会場 八戸グランドホテル

電話 0178-46-1234

(2) 全国報道者会議

日時 平成5年1月28日(木) 16:00～

会場 八戸グランドホテル

電話 0178-46-1234

(3) 参加申込書・参加負担金等及び宿泊申込書が、定められた期限までに指定された場所に到着しない場合は、理由のいかんを問わず、本大会への参加を認めない。

(4) その他の事項については、国体開催基準要項及び同細則による。

Ⅱ スケート競技会

1 会期

スピード 平成5年1月29日(金)～2月1日(月) 4日間

フィギュア 平成5年1月29日(金)～2月1日(月) 4日間

2 会場

八戸市 長根公園スケートリンク(スピード)

南部山アイスアリーナ(フィギュア)

3 種別、種目及び参加人員

(1) スピード

種別	種目
成年男子	A 500m・1,000m・1,500m・5,000m・10,000m
	B 500m・1,000m・1,500m 2,000mR
	C 500m・1,000m
成年女子	A 500m・1,000m・1,500m・3,000m
	B 500m・1,000m 2,000mR
	C 500m・1,000m
少年男子	500m・1,000m・1,500m・5,000m・10,000m・2,000mR
少年女子	500m・1,000m・1,500m・3,000m・2,000mR

(2) フィギュア

種別	種目
成年男子	テクニカル・プログラム フリー・スケートティング
成年女子	
少年男子	
少年女子	

(3) 各都道府県の参加人員は、次による。

ア スピード

(ア) 各種別とも1種目につき2名、1名2種目以内(リレーは除く。)とし、リレーの登録は6名以内とする。

(イ) 各種目に1名の補欠をエントリーできる。

(ウ) 監督は各種別1名とする。

イ フィギュア

(ア) 各種別とも1都道府県1チーム(2名)とする。

(イ) 各種別に1名の補欠をエントリーできる。

(ウ) 監督は各種別1名とする。

4 競技規定及び競技方法

(1) スピードは、日本スケート連盟シングルトラック・スピードスケート競技特別規則による。

ア 競技場は、スピードスケート競技規則に定める「1周387.36mのシングルトラックCタイプ」を使用する。

イ 出場者をもって予選、決勝を行い、順位を決定する。

なお、予選及び決勝は、次の方法により行う。

(ア) 予選は選手をシードして組合わせる。

(イ) 同一都道府県の出場順は申込み記載順による。

(ウ) 決勝出場者

a 8名以内(男女500m、男女1,000m、男女1,500m)

b 12名以内(女子3,000m、男子5,000m、男子10,000m)

c 出場者が、a、bを超える場合は予選を行う。

ただし、申込数が9名の場合は、9名で決勝を行う。

男女500m・1,000m・1,500mは、準決勝を行うことができる。

(エ) 組合わせの編成に当たっては、レフェリー及び開催県の日本スケート連盟スピード委員が責任をもって管理、調整する。

(オ) 責任先頭

本競技会は、責任先頭制を設けて競技する。

a 責任先頭を課す距離及び回数は、次のとおりとする。

1,000m(1回)・1,500m(1回)・3,000m(2回)・5,000m(4回)・10,000m(8回)

b 責任先頭判定ラインは、両ストレートの中央に、走路に直角に引いた線とする。

ただし、責任先頭の回数は、1,000mを除きスタート後最初の判定ラインを除外する。

c 責任先頭の負荷種目の順位は、責任先頭を完了した者を優先して、到着順で順位を決定する。また、完了しなかった者は、得た回数の多少にかかわらず到着順とする。

ただし、男子10,000mにおいては、責任先頭を完了したものを優先して到着順に順位を決定し、次に回数未了の者を取得回数の多い順にランク付け、同数のスケーターは到着順で決定する。未取得の者が到着順にこれに続く。

(カ) 抗議は、監督を通じてのみ行うことができる。

ウ 成年男子・成年女子のリレーは、A・B・Cに関係なく1チームとする。

エ リレーは、登録者（6名以内）のうち4名で競技する。予選と決勝は同一選手でなくてもよい。

ただし、オーダー提出後の交代は認めない。

(2) フィギュアは、(財)日本スケート連盟フィギュア競技規則による。

ア 競技は、テクニカル・プログラム、フリー・スケーティングの順で行う。

イ フリー・スケーティング出場者は、テクニカル・プログラムの上位20名までの者とする。

ウ 滑走時間

(ア) テクニカル・プログラムの滑走時間は、2分40秒以内とする。

(イ) フリー・スケーティングの滑走時間は、成年男女3分30秒間、少年男女3分間とする。

エ 音楽は、テクニカル・プログラム、フリー・スケーティングともにカセットテープを用い、それぞれA面の最初から演技曲を入れ、1人2巻とする。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

総則5に定めるもののほか、参加する選手は次のとおりとする。

(1) スピード

ア (財)日本スケート連盟バッジテストD級以上の資格を有する者。

(バッジテスト認定証は、必ず持参のこと。)

イ 成年男子A（35歳未満）に参加する者は、昭和33年4月2日以降、B（35歳以上43歳未満）に参加する者は、昭和25年4月2日以降昭和33年4月1日以前、

C（43歳以上）に参加する者は、昭和25年4月1日以前にそれぞれ生まれた者。

ウ 成年女子A（30歳未満）に参加する者は、昭和38年4月2日以降、B（30歳以上36歳未満）に参加する者は、昭和32年4月2日以降昭和38年4月1日以前、

C（36歳以上）に参加する者は、昭和32年4月1日以前にそれぞれ生まれた者。

(2) フィギュア

ア 原則として、(財)日本スケート連盟フィギュアのバッジテスト3級以上の資格を有する者。

ただし、中学3年生が参加する場合は、バッジテスト5級以上の者。

イ バッジテスト3級以上の有資格者が1名以下の都道府県は、2級以下（無級も含む。）の者でも参加することができる。

ただし、この場合は、補欠をエントリーすることはできない。

6 総合成績決定方法

男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）は、競技得点と参加得点を合計し、その得点の多い都道府県順に第1位から第8位までを決定する。

ただし、同点の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。

(1) 競技得点の種類

ア 種目に与える競技得点：スピード

イ 種別に与える競技得点：フィギュア

(2) 競技得点

天皇杯対象種別	皇后杯対象種別	競 技 得 点
成年男子	成年女子	スピード 各種目（リレーを含む。）とも、1位8点、2位7点、3位6点、4位5点、5位4点、6位3点、7位2点、8位1点の競技得点を与える。 ただし、同順位の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。得点は、次の順位の得点を加え、当該都道府県で等分する。
成年女子	少年女子	フィギュア 各種別とも競技に参加した全員の順位を決定し、その順位の逆転法によって個人得点を与え、チーム（2名）の合計点で都道府県の順位を決定し、1位40点、2位35点、3位30点、4位25点、5位20点、6位15点、7位10点、8位5点の競技得点を与える。 ただし、同順位の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。得点は、次の順位の得点を加え、当該都道府県で等分する。
少年男子	少年女子	
少年女子		

(3) 参加得点

大会に参加した都道府県に、参加得点10点を与える。

7 表彰

(1) スピード

各種目の第1位から第8位までに賞状を授与する。リレーの場合、賞状は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、さらにその都道府県名と当該個人名を記載したものをチーム全員に授与する。

なお、表彰は、競技の中間で行う。

(2) フィギュア

各種別の第1位から第8位までに賞状を授与する。賞状は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、さらにその都道府県名と当該個人名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 参加申込方法

(1) 都道府県大会において選抜された者を、都道府県スケート連盟会長と都道府県

Ⅲ アイスホッケー競技会

1 会 期

平成5年1月29日(金)～2月1日(月) 4日間

種 別	1月29日(金)	1月30日(土)	1月31日(日)	2月1日(月)
成年男子	1回戦	2回戦	3回戦 準決勝 順位決定戦	順位決定戦 決 勝
少年男子		1回戦 2回戦	準決勝 順位決定戦	順位決定戦 決 勝

2 会 場

八 戸 市 長根公園スケートリンク
新井田インドアリンク
東アイスアリーナ

3 種別及び参加人員

種 別	監 督	選 手	参加都道府県	小 計	合 計
成年男子	1	19	28	560	840
少年男子	1	19	14	280	

4 競技上の規定及び競技方法

- (1) 財団法人日本アイスホッケー連盟競技規則及び別に定める競技方法による。
- (2) トーナメント法により、第1位から第8位までを決定する。
ただし、やむを得ない理由により不可能となった場合は、第5位から第8位までの順位決定戦を行わないことがある。
- (3) 第5位から第8位までの順位決定戦の組合せ抽選は行わない。
- (4) 競技時間は、成年、少年とも、各ピリオド正味20分とする。
- (5) 競技終了時に同点の場合
ア 準決勝以上は延長10分とし、なお決しない場合は、1名ずつのサドンデスによるペナルティーショットを行う。
イ その他の試合は、10分以内のサドンデスを行う。なお決しない場合は、1名ずつのサドンデスによるペナルティーショットを行う。
- (6) 成年、少年とも大会登録は19名とし、大会中にゴールキーパー2名を含め、試合登録選手数が11名以下となったチームは失格とする。

体育協会会長が連署の上、財団法人日本体育協会会長あてに申し込むものとする。

- (2) 参加申込書は、所定の様式により2通作成し、それぞれ1通を下記あてに、平成5年1月13日(水)までに必着するよう書留郵便で送付すること。

ただし、種目別申込書、個人申込書及びリレー申込書は1通とし、イあてに送付すること。

ア 〒150 東京都渋谷区神南1丁目1-1 岸記念体育会館内
財団法人 日本スケート連盟

イ 〒031 青森県八戸市内丸1丁目1-1 八戸市庁内
第48回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー
競技会 青森県実行委員会事務局

- (3) 参加申込用紙は、青森県実行委員会で作成し、各都道府県体育協会に送付する。

- (4) 申込み後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、所定の用紙により、下記あてに文書で届け出なければならない。

なお、交代の可否は、監督会議で決定する。

ア 財団法人日本体育協会

イ 財団法人日本スケート連盟

ウ 第48回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会
青森県実行委員会事務局

9 その他

- (1) 競技役員会議

ア スピード

日 時 平成5年1月28日(木) 15:00～

場 所 八 戸 商 工 会 館

電 話 0178-43-5111

イ フィギュア

日 時 平成5年1月28日(木) 15:00～

場 所 八 戸 市 公 民 館

電 話 0178-45-1511

- (2) 監督会議

ア スピード部会

日 時 平成5年1月28日(木) 16:30～

場 所 八 戸 商 工 会 館

電 話 0178-43-5111

イ フィギュア部会

日 時 平成5年1月28日(木) 16:30～

場 所 八 戸 市 公 民 館

電 話 0178-45-1511

- (3) その他の事項については、総則による。

5 予選方法

- (1) 予選は都道府県大会及びブロック大会とする。
- (2) 都道府県大会は各都道府県連盟の主催とし、ブロック大会は所属都道府県連盟の共催、開催地連盟の主管とする。
- (3) ブロック大会の所属都道府県及びその選出チーム数は、下表のとおりとする。

ブロック名	都道府県名	成年	少年
北海道	北海道	1	1
東北	岩手・宮城・秋田・山形・福島	4	2
関東	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨	5	4
北信越・東海	新潟・長野・富山・石川・福井・静岡・愛知・三重・岐阜	4	3
近畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	4	
中国・四国	鳥取・島根・岡山・広島・山口・香川・徳島・愛媛・高知	5	3
九州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄	4	
開催地	青森	1	1
計		28	14

6 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

総則5に定めるもののほか、参加する選手は次のとおりとする。

- (1) 本年度日本リーグに出場したチームに所属登録された者は出場できない。
- (2) 本大会の参加人員は、本要項の3によるが、選手については各都道府県大会、ブロック大会に出場した者のうちからメンバーを編成する。
- (3) 単一大学又は実質的に単一大学の学生によって編成されるチームは参加できない。

7 総合成績決定方法

総合成績（天皇杯得点）は、競技得点と参加得点を合計し、その得点の多い都道府県順に第1位から第8位までを決定する。

ただし、同点の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。

(1) 競技得点

天皇杯対象種目	競技得点
成年男子	各種別の1位40点、2位35点、3位30点、4位25点、5位20点、6位15点、7位10点、8位5点の競技得点を与える。
少年男子	ただし、同順位の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。得点は、次の順位の得点を加え、当該都道府県で等分する。

(2) 参加得点

大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に、参加得点10点を与える。ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかつ

た場合は与えない。

8 表彰

各種別の第1位から第8位までに賞状を授与する。賞状は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、さらにその都道府県名と当該個人名を記載したものをチーム全員に授与する。

9 参加申込方法

- (1) 都道府県大会において選抜された者を、都道府県アイスホッケー連盟会長と都道府県体育協会会長が連署の上、(財)日本体育協会会長あてに申し込むものとする。
- (2) 参加申込書は、所定の様式により2通作成し、それぞれ1通を下記あてに、平成5年1月13日（水）までに必着するよう書留郵便で送付すること。

ア 〒150 東京都渋谷区神南1丁目1-1 岸記念体育会館内

財団法人 日本アイスホッケー連盟

イ 〒031 青森県八戸市内丸1丁目1-1 八戸市庁内

第48回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会 青森県実行委員会事務局

- (3) 参加申込用紙は、青森県実行委員会で作成し、各都道府県体育協会に送付する。
- (4) 申込み後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、所定の用紙により、下記あてに文書で届け出なければならない。

なお、交代の可否は、監督会議で決定する。

ア (財)日本体育協会

イ (財)日本アイスホッケー連盟

ウ 第48回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会 青森県実行委員会事務局

10 参加上の注意

- (1) 監督会議には、必ずユニフォームを持参する。
- (2) 競技規則第30条に基づき、参加選手のうち少年及び成年で満20歳以下の者は、フルフェイスマスクを着用しなければならない。

11 その他

(1) 抽選会

日時 平成5年1月15日（金） 15:00～

場所 八戸商工会館

電話 0178-43-5111

(2) 監督会議

日時 平成5年1月28日（木） 15:00～

場所 八戸商工会館

電話 0178-43-5111

- (3) その他の事項については、総則による。

宿 泊 要 項

1 趣 旨

この要項は、第48回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に参加する選手・監督、大会役員、都道府県の本部役員、競技会役員、競技役員、視察員及び報道員（以下「大会参加者」という。）の宿泊に関し必要な事項を定める。

2 宿泊業務の基本方針

第48回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、宿泊施設所有者等の協力を得て、大会参加者の宿泊業務を行う。

3 業務の実施

- (1) 実行委員会は、大会参加者との連絡調整等に当たる。
- (2) 実行委員会は、競技団体及び関係機関と連絡調整の上、大会参加者の宿舎の選定、割当て等の業務に当たるとともに、宿泊に関する紛議等が生じた場合は、調停、あっ旋を行う。

4 配宿の基本方針

- (1) 大会参加者の宿舎は、原則として八戸市内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル等をいう。以下同じ。）をもって充てる。
- (2) 風紀及び衛生上支障があると認められる宿舎には配宿しない。
- (3) 配宿上の留意点
 - ア 選手・監督の宿舎は、なるべく競技会場、練習会場に近い宿舎とし、都道府県別、競技別等を考慮して配宿する。
 - イ 選手・監督の宿舎は、原則として他の大会参加者の宿舎とは別にする。
 - ウ 選手・監督が一般客と同宿となる場合は、選手・監督が十分休息できるよう、特に配慮する。
 - エ 宿泊者1人当りの畳数は、選手・監督にあっては1.5畳以上、その他の大会参加者にあっては2.0畳以上とする。
- (4) 指定された宿舎の変更は、原則として認めないものとする。任意に宿舎を変更したことによって生じた全ての紛議や損失は、任意に変更した者がその責を負う。

5 宿泊料金等

宿泊料金等は、次のとおりとする。

(1) 宿泊料金

区 分	宿泊料金 (1泊2食)	内 訳			備 考
		食 事 料 金		素泊料金	
		朝 食	夕 食		
選手・監督	6,700円	750円	1,850円	4,100円	暖房料、奉仕料を含む。
上記以外の 大会参加者	7,300円	750円	1,850円	4,700円	浴衣、丹前、暖房料、 奉仕料を含む。

(2) 宿泊、素泊及び半泊料金

ア 宿泊とは、入宿日の15時以降、出発日の10時までをいう。

イ 素泊とは、食事を伴わない宿泊をいう。

ウ 半泊とは、朝食又は夕食のいずれかを除いた宿泊をいう。この場合の宿泊料金は、素泊料金に飲食した食事料金を加算した額とする。

(3) 欠食控除

宿泊者が朝食を欠食しようとするときは、前日の18時までに、夕食を欠食しようとするときは、当日の9時までに宿舎へ申し出た場合に限り、それぞれの食事料金を控除する。

(4) 宿泊料金に係る消費税（外税）の取扱い

ア 1泊2食の場合

区 分	宿 泊 料 金	消 費 税
選 手 ・ 監 督	6,700円	201円
上 記 以 外 の 大 会 参 加 者	7,300円	219円

イ 夕食を欠食した場合

区 分	宿泊料金	消費 税
選手・監督	4,850円	146円
上記以外の 大会参加者	5,450円	164円

ウ 朝食を欠食した場合

区 分	宿泊料金	消費 税
選手・監督	5,950円	179円
上記以外の 大会参加者	6,550円	197円

エ 素泊の場合

区 分	宿泊料金	消費 税
選手・監督	4,100円	123円
上記以外の 大会参加者	4,700円	141円

(5) 休憩料金

入宿日の15時以前又は出発日の10時以降に客室を使用する場合の休憩料金は、1人につき次のとおりとする。

区 分	休憩料金	消費 税
最初の2時間 まで	300円	9円
以降の1時間 ごと	100円	3円

(6) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、宿泊者の中から定めた宿泊責任者(以下「宿泊責任者」という。)が、宿泊最終日に精算する。

(7) 適用期間

適用期間は、平成5年1月25日15時から2月2日10時までとする。

6 宿泊の申し込み

(1) 宿泊の申し込みは、所定の宿泊申込書により宿泊申込代表者が、次により行うものとする。

区 分	宿泊申込期限	宿 泊 申 込 先
競技会役員 競技役員 視 察 員 報 道 員	1月11日(月) (必着厳守)	〒031 青森県八戸市内丸一丁目1-1
選手・監督 都道府県 本部役員	1月13日(水) (必着厳守)	第48回国民体育大会冬季大会 スケート競技会・アイスホッケー競技会 青森県実行委員会事務局 (ファクシミリ 0178-47-4997)

(2) 宿泊申込書が、上記申込期限までに到着しない場合は、実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

(3) 宿泊申込代表者は、所定の宿泊申込書に定める事項により、宿泊者の中から宿泊責任者を定める。

7 宿泊の変更及び取消し

(1) 入宿前にあっては、宿泊申込代表者が、必ずファクシミリ又は速達郵便で前項の宿泊申込先へ連絡するものとし、その申し出の効力の発生は、ファクシミリ等が宿泊申込先へ到着した日時とする。

- (2) 入宿後においては、宿泊責任者が直接、当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、申し出のあった日とする。

8 宿泊取消料

(1) 宿泊取消料の支払

宿泊を取り消した場合の取消料は、次のとおりとし、宿泊責任者又は本人が当該宿舎へ直接支払う。

宿泊取消しの申し出区分	宿 泊 取 消 料
1月22日（金）まで	0円
宿泊予定当日の15時まで	1人 2,000円 (なお、夕食申込み後の場合は、その料金を加算する。)
宿泊予定当日の15時以降	宿 泊 料 金

(2) 選手・監督の特例

選手・監督が、競技開始後において、競技の都合により宿泊を取り消す場合は、上記の定めにかかわらず、次のとおりとする。

宿泊取消しの申し出区分	宿 泊 取 消 料
宿泊予定当日の12時前まで	0円
宿泊予定当日の12時以降	1人 1,000円 (なお、夕食申込み後の場合は、その料金を加算する。)

- (3) 宿泊責任者または本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終的に責任を負う。

9 食 事

(1) 標準献立

大会参加者に提供する食事は、衛生的で栄養的にも調和がとれ、しかも郷土色を盛り込んだ標準献立を作成し、関係者の協力を得て実施する。

(2) 昼 食

原則として各自自由調達とするが、希望により実行委員会があっ旋する。

区 分	弁 当 料 金	消 費 税
昼 食 弁 当	700円	21円

(3) その他

指定宿舎は、宿泊者と密接な連絡をとり、競技等に支障を来さないよう配慮する。

10 その他

この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、別に定める。

医療救護要項

1 趣旨

この要項は、第48回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会(以下「大会」という。)に参加する選手・監督、役員等及び一般観覧者並びに大会運営に従事するものに対する医療救護の万全を期するため、必要な事項を定める。

2 基本方針

第48回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、医療機関、消防署、医師会、保健所等と相互に連絡調整を行い、これら関係機関の協力を得て大会の円滑な運営を図る。

3 救護

(1) 救護所及び救護本部の設置

ア 実行委員会は、開・閉会式場及び競技会場に必要な期間、救護所を設置する。

なお、案内所には必要に応じて、救護所を併設する。

イ アに掲げる救護所には、医師、看護婦(保健婦)、事務職員等で編成する救護班を設置する。

救護班は、患者の応急処置及び軽易な治療を行い、必要に応じて医療機関に移送する。

ウ 実行委員会は、医療救護業務を統括するため救護本部を置くことができる。

(2) 医薬品、救急車の配備

救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具、備付物品及び救急車を配備する。

(3) 医療費の負担区分

医療費は、救護所及び救急車等において要した経費を除き、すべて受療者の負担とする。

(4) 業務

大会の開・閉会式場、競技会場及び実行委員会が運営する案内所並びに宿舎における医療救護は、実行委員会が担当する。

(5) 経費の負担

実行委員会は、医療救護の実施に要する経費を負担する。

4 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。

輸送交通要項

1 趣旨

第48回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会(以下「大会」という。)に参加する選手・監督、役員、視察員、報道関係者等(以下「大会参加者」という。)及び一般観覧者の輸送交通の万全を期するため、基本的な事項を定める。

2 基本方針

第48回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、大会参加者及び一般観覧者等の輸送交通について、関係機関、団体等との密接な連携を保ちながら道路及び交通事情を勘案し、安全で正確な輸送を図る。

3 輸送対策

(1) 全国輸送

大会参加者の輸送については、自由集合及び自由解散とする。ただし、関係機関の協力を得て、輸送力の確保に努める。

ア 列車利用の場合

(ア) 大会参加者の列車利用については、特別な列車編成は行わず定期列車等を利用する。

(イ) 指定下車駅は、JR東北本線八戸駅とする。

イ 航空機利用の場合

空港から会場地までについては、公共輸送機関(列車、路線バス、タクシー)等を利用する。

ウ 自動車利用の場合

会場地までバス、自家用自動車等を利用する場合は、実行委員会が行う事前調査で、その旨を予告する。

(2) 指定下車駅から宿舎までの輸送

指定下車駅から宿舎までの輸送は、公共輸送機関(列車、路線バス、タクシー)等を利用する。

(3) 開・閉会式の輸送

ア 開会式に参加する大会参加者は、近距離を除き、実行委員会がバスによる計画輸送を行う。

イ 閉会式は、自由集合及び自由解散とする。

(4) 大会期間中の輸送

ア 大会期間中における大会参加者は、原則として公共輸送機関(列車、路線バ

ス、タクシー)等を利用する。

イ アイスホッケーチームの輸送は、近距離を除き、実行委員会がバスによる計画輸送を考慮するものとする。

(5) 一般観覧者の輸送

一般観覧者は、公共輸送機関(列車、路線バス、タクシー)等を利用する。

(6) 乗車方法及び運賃

計画輸送バスを利用する大会参加者は、指定集合地から乗車し、料金は無料とする。

なお、大会参加者及び一般観覧者が公共輸送機関(列車、路線バス、タクシー)等を利用する場合は、所定の料金を支払うものとする。

4 案内所の設置

案内所を次のとおり設置する。

設置場所	名称	設置期間
長根公園スケートリンク	主会場総合案内所	平成5年1月28日～2月1日
地場産業振興センター	八戸駅前案内所	平成5年1月27日～2月1日
八戸自動車道出口	八戸自動車道案内所	平成5年1月27日～2月1日
三沢空港	三沢空港案内所	平成5年1月27日～2月1日

5 交通対策

(1) 交通規制

ア 各会場に通ずる道路及び会場周辺の道路において、必要に応じて交通規制を行う。

イ 大会関係車両についても、交通規制に従い、安全運転の励行に努める。

(2) 自家用自動車の利用

ア 大会参加者の自家用自動車での来場は、出来る限り自粛するものとする。

イ 大会期間中、やむを得ず自家用自動車を利用する場合は、各会場周辺において通行を規制する場合がありますので、実行委員会と連絡をとり、事前に大会関係車両標章の交付を受けるものとする。

ウ 積雪寒冷地域であるため、路面が圧雪、凍結状態となるので、スリップ事故等の交通事故を防止するため、必ずタイヤチェーン等滑り止め装置を携行し、万全の装備をすること。

(3) 駐車場

ア 大会関係車両は、駐車区分により必ず指定された駐車場を利用すること。

イ 各駐車場においては、駐車収容能力に限度があるため係員が駐車箇所の指定、誘導等を行うので、必ずその指示に従うこと。

6 その他

この要項に定めるもののほか、輸送交通の実施に関して必要な事項は、別に定める。

08	08	門 手 田 集 合 所 知 一 間	山
09	09	谷 瀬 合 集 所 手 集 員 所	山
28	28	下 家 合 集 所 手 集 員 所	山
29	29	香 前 集 集 所 手 集 員 所	山
30	30	藤 野 集 集 所 手 集 員 所	山
31	31	大 人 集 集 所 手 集 員 所	山
32	32	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
33	33	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
34	34	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
35	35	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
36	36	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
37	37	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
38	38	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
39	39	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
40	40	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
41	41	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
42	42	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
43	43	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
44	44	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
45	45	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
46	46	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
47	47	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
48	48	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
49	49	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
50	50	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
51	51	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
52	52	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
53	53	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
54	54	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
55	55	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
56	56	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
57	57	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
58	58	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
59	59	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
60	60	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
61	61	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
62	62	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
63	63	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
64	64	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
65	65	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
66	66	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
67	67	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
68	68	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
69	69	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
70	70	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
71	71	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
72	72	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
73	73	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
74	74	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
75	75	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
76	76	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
77	77	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
78	78	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
79	79	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
80	80	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
81	81	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
82	82	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
83	83	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
84	84	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
85	85	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
86	86	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
87	87	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
88	88	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
89	89	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
90	90	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
91	91	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
92	92	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
93	93	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
94	94	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
95	95	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
96	96	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
97	97	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
98	98	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
99	99	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山
100	100	山 手 集 集 所 手 集 員 所	山

式典次第

1 開会式

日 時 平成5年1月29日(金) 9時30分
 会 場 長根公園野球場

順	次 第	時 刻
1	開 門	8 : 30
2	役員・選手団集合開始	9 : 00
3	役員・選手団集合完了	9 : 25
4	皇 族 御 到 着	9 : 28
5	皇 族 御 着 席	9 : 29
6	開 式 通 告	9 : 30
7	国旗・大会旗・日体協旗・青森県旗入場	9 : 31
8	役員・選手団入場開始	9 : 36
9	役員・選手団入場完了	10 : 01
10	開 会 宣 言	10 : 02
11	国 旗 掲 揚	10 : 03
12	大会旗・日体協旗・実施競技団体旗掲揚	10 : 04
13	青森県旗・参加都道府県旗・八戸市旗掲揚	10 : 05
14	天 皇 杯 ・ 皇 后 杯 返 還	10 : 07
15	大会会長トロフィー返還	10 : 09
16	大会会長あいさつ	10 : 11
17	文 部 大 臣 あいさつ	10 : 14
18	歓 迎 の こ と ば	10 : 17
19	皇 族 の お こ と ば	10 : 22
20	選 手 代 表 宣 誓	10 : 24
21	青 森 国 体 の 歌 合 唱	10 : 26
22	閉 式 通 告	10 : 28
23	皇 族 御 退 席	10 : 29
24	役員・選手団退場開始	10 : 30
25	役員・選手団退場完了	10 : 40

2 閉会式

日 時 平成5年2月1日(月) 15時00分
 会 場 八戸市公会堂

順	次 第	時 刻
1	役員・選手団集合開始	14 : 30
2	役員・選手団集合完了	14 : 55
3	開 式 通 告	15 : 00
4	成 績 発 表	15 : 01
5	表 彰 状 授 与	15 : 04
6	大会会長トロフィー授与	15 : 19
7	大会会長あいさつ	15 : 21
8	国 旗 降 納	15 : 23
9	大会旗・日体協旗・実施競技団体旗降納	15 : 24
10	青森県旗・八戸市旗降納	15 : 26
11	群 馬 県 旗 掲 揚	15 : 28
12	閉 会 宣 言	15 : 30
13	閉 式 通 告	15 : 31
14	役員・選手団退場	15 : 32

式典次第

1 開会式

日 時 平成5年1月29日(金) 9時30分
 会 場 長根公園野球場

順	次 第	時 刻
1	開 門	8 : 30
2	役員・選手団集合開始	9 : 00
3	役員・選手団集合完了	9 : 25
4	皇 族 御 到 着	9 : 28
5	皇 族 御 着 席	9 : 29
6	開 式 通 告	9 : 30
7	国旗・大会旗・日体協旗・青森県旗入場	9 : 31
8	役員・選手団入場開始	9 : 36
9	役員・選手団入場完了	10 : 01
10	開 会 宣 言	10 : 02
11	国 旗 掲 揚	10 : 03
12	大会旗・日体協旗・実施競技団体旗掲揚	10 : 04
13	青森県旗・参加都道府県旗・八戸市旗掲揚	10 : 05
14	天 皇 杯 ・ 皇 后 杯 返 還	10 : 07
15	大会会長トロフィー返還	10 : 09
16	大会会長あいさつ	10 : 11
17	文 部 大 臣 あ い さ つ	10 : 14
18	歓 迎 の こ と ば	10 : 17
19	皇 族 の お こ と ば	10 : 22
20	選 手 代 表 宣 誓	10 : 24
21	青 森 国 体 の 歌 合 唱	10 : 26
22	閉 式 通 告	10 : 28
23	皇 族 御 退 席	10 : 29
24	役員・選手団退場開始	10 : 30
25	役員・選手団退場完了	10 : 40

2 閉会式

日 時 平成5年2月1日(月) 15時00分
 会 場 八戸市公会堂

順	次 第	時 刻
1	役員・選手団集合開始	14 : 30
2	役員・選手団集合完了	14 : 55
3	開 式 通 告	15 : 00
4	成 績 発 表	15 : 01
5	表 彰 状 授 与	15 : 04
6	大会会長トロフィー授与	15 : 19
7	大会会長あいさつ	15 : 21
8	国 旗 降 納	15 : 23
9	大会旗・日体協旗・実施競技団体旗降納	15 : 24
10	青森県旗・八戸市旗降納	15 : 26
11	群 馬 県 旗 掲 揚	15 : 28
12	閉 会 宣 言	15 : 30
13	閉 式 通 告	15 : 31
14	役員・選手団退場	15 : 32

式典次第

3 開会式（荒天時）

平成5年1月29日（金）9時30分
 八戸市公会堂

順	次	第	時刻
1	役員	選手団集合開始	9:00
2	役員	選手団集合完了	9:26
3	皇族	御到着	9:28
4	皇族	御着席	9:29
5	開式	通告	9:30
6	都道府県旗	手入場	9:31
7	開会	宣言	9:39
8	国旗	掲揚	9:40
9	大会旗・日体協旗・実施競技団体旗	掲揚	9:41
10	青森県旗・八戸市旗	掲揚	9:42
11	天皇杯・皇后杯	返還	9:43
12	大会会長	トロフィー返還	9:44
13	大会会長	あいさつ	9:45
14	文部大臣	あいさつ	9:48
15	歓迎	のことば	9:51
16	皇族	のことば	9:56
17	選手	代表宣誓	9:58
18	青森国体	の歌合唱	10:00
19	閉式	通告	10:02
20	皇族	御退席	10:03
21	都道府県旗	手退場	10:04